

○ デジタル庁
総務省 令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号号）第十七条第八項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人番号カードの有効期間)</p> <p>第二十六条 個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 個人番号カードの発行の日において十八歳以上の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで</p> <p>二 個人番号カードの発行の日において十八歳未満の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(個人番号カードの有効期間)</p> <p>第二十六条 〔同上〕</p> <p>一 個人番号カードの発行の日において二十歳以上の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで</p> <p>二 個人番号カードの発行の日において二十歳未満の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行前に、地方公共団体情報システム機構が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第一項又は第二項の規定により提出された交付申請書を受理した場合におけるこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第二十六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。